

第5回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年7月11日（月）
午後1時30分から午後4時08分まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所会議室（5階）
- 3 出席委員 會田鋭一郎，石黒美智子，岡部幸子，北野通世，坂本康博，塩野寿伸，鈴木晴男，寺内芙美子，富樫秀幸，成田喜達（委員長），保坂栄治，三浦元，森谷裕一
- 4 列席職員 菅原幸夫事務局長，太田隆行民事首席書記官，村川千春刑事首席書記官，中井川英事務局次長，阿部朋巳山形家裁総務課長（庶務事務担当者）

5 議事要旨

- (1) 山形地方裁判所長あいさつ
- (2) 新任委員自己紹介
- (3) 今回の議題「裁判員制度の広報の在り方について」の意見交換に先立って、法務省作成の広報用ビデオ「裁判員制度ーもしあなたが選ばれたらー」の視聴と、これまでに山形地方裁判所が取り組んできた裁判員制度に関する広報活動の経過報告及び内閣府が実施した裁判員制度に関する世論調査の結果等について裁判所の担当者からの説明が行われた。

<主な意見>

- 広報用ビデオ「裁判員制度ーもしあなたが選ばれたらー」（以下「広報ビデオ」という。）は、一般に貸出しも行っているのか。
- テレビ放映等の目的では貸出しできないが、団体での視聴目的等で貸出すことは可能である。貸出し希望がある場合は、当面、山形地方検察庁に申し出ていただきたい。
- 当機関の裁判員制度広報に関するこれまでの活動状況としては、本年4月末に山形市内の七日町通りにおいて、裁判所，検察庁及び弁護士会（以下「法曹

三者」という。)作成のパンフレットの街頭配布を行い、報道機関の取材を受けている。

また、実施予定のものとしては、本年7月24日に、山形市総合福祉センターで、広報ビデオを視聴してもらった後に、一般の方を裁判員役に、裁判員模擬裁判を行う予定である。事件内容は、本来裁判員制度の対象となる重大事案でなく、比較的分かりやすい窃盗の事案を予定している。

今後は、法曹三者が足並みを揃えた形での一般広報を行っていきたいと考えている。

- 7月24日の裁判員模擬裁判には、知り合いを誘って行きたいと考えている。

また、広報ビデオをいろいろな場所で上映してもらいたいと思う。市町村の広報誌等に広報ビデオのことを取り上げてもらってもよいのではないか。

- 当機関では、裁判員裁判における弁護人の活動について検討を盛んに行っているが、対外的な裁判員制度広報については独自では行っていない状況である。

なお、当機関の上部機関でも、裁判員法施行前に裁判員裁判を取り上げた広報用ビデオを作成している。

- 裁判員制度に関心を持ってもらうために、私が加盟しているライオンズクラブで、会員を対象に、尊属殺人被告事件の判例や法曹三者作成の裁判員制度広報パンフレットを参考にして裁判員制度の説明を行った。当初、裁判員になるのは嫌だという声が圧倒的であったが、説明後は、やってみたいと言う人が増えた。このような対面型の広報を積極的に行っていくことが大事なのではないか。今後も市内のほかのライオンズクラブやロータリークラブでもやってみたいと思っている。

- 広報ビデオは大変よくできていると思う。裁判員になる主人公とその子供とのやりとりや、主人公が部下から仕事へ手助けを求められて「裁判員裁判があるから行けないんだ。」と決然と断る場面、裁判員となった主婦らが裁判を経て自分を高めていく様子など、印象に残る場面が多かった。みんな仕事や家庭

で様々な課題や不安を抱えて生きているが、裁判員となったことをきっかけとして、個人がどのように社会に関わり責任を果たしていくべきなのかを多角的に問題提起し、視覚に訴えかける内容になっていると思う。貸出しを積極的に行ってほしい。

- これまで裁判所が行ってきたことについては、裁判員制度に関する広報活動として考え得る大方の方策が採られていると感じている。今後は、広報対象者の間口を拡げていく方法を考えていくべきである。特に、従業員等を裁判員として送り出すことになる雇用主に対しても詳しい説明を行っていくべきである。
- 裁判員となることが義務と捉えられる状況から進んで、権利と受け止められるようになること、すなわち個人が社会に積極的に関わっていく自立した社会を構築することも、裁判員制度の検討当初からの基本理念である。
- 制度のシステム面を説明するためには活字媒体がよいと考えるが、イメージを分かりやすく広報するためには映像を利用する方法が優れている。両者を併用していくべきだと考える。
- 裁判員制度という名前自体はかなり知られてきていると思う。今後は、世論調査で現れた裁判員をやりたくない理由として挙げられている事項について、誤解や不安を解消するように重点的に広報していくべきではないか。広報は、その浸透度等を考慮して段階的に手段を変えていくべきと考える。
- 既に参審制を導入しているドイツでも、何度か参審制に関する世論調査を行っているが、参加したくないという意見が6割くらいある。裁判員制度に関する世論調査については、あまり数字に目を奪われる必要はないと思う。
- 学生に裁判員制度に関する課題を出すと、積極的に取り組んでいる様子が窺われるが、これは裁判員として裁判に関与することになるかもしれないという危機意識の表れかも知れない。今後は、制度の意義や目指すものを積極的に広報していくべきではないか。
- 裁判員制度は、これまでの「官」と「民」いう枠組みを超えた大変革である

と考えている。国民の側からすれば、裁判員をやらなければならないという義務感と、法律的な専門知識がないというギャップに大きな不安を感じているのではないか。この不安をどうやって解消していくのかは非常に難しい問題であり、丁寧に対応していく必要があるのではないか。

- 広報の場面でも、実際に裁判員に選ばれることになる一般の人を対象にして、模擬裁判などを通して裁判員制度のメリットやデメリットを体験させていくような企画が必要であり、さらに、その体験談を広報に載せることが大切である。
- 法曹三者で裁判員裁判のイメージを掴むための模擬裁判を実施したが、裁判員役は法曹三者の関係者のうちで刑事裁判手続に携わらない職員が行った。今後は、一般の人を裁判員役として実施する検討も進めていきたいと考えている。
- 当機関で、報道関係者を集めて刑事模擬裁判を実施したことがあるが、シナリオを読むだけの形式ではあまり意味が無いという意見が出された。より実際に近い形式で模擬裁判を実施する必要があるのではないか。
- 裁判官や検察官、弁護士は、たくさん勉強した法律の専門家であり、裁判はそういう人たちがやるものだという思ってきたが、裁判員制度はそのイメージを覆すことになり、その変化に自分の意識がついていかないと感じている。国民が感じている不安感は、裁判員となって人の人生を左右する怖さから生じているのではないかと思う。
- 中学生が、マイケル・ジャクソンの陪審裁判の話題の中で、「日本でも始まるんだよ。」と話しているのを聞き、裁判員制度が、若年層にも少しずつ浸透してきているのを感じた。今後は、学校等で出前講義を積極的に行うなどして、これから大人になっていく子供たちにも裁判員制度について教えていくべきだと思う。
- 年齢が高くなるに伴い、これまでの先入観にとらわれがちなので、若い人に対する広報は重要であると思う。学校の教科書等に、裁判員制度等の裁判所に関係する事柄を採り上げてもらい、ある程度の下地ができたところで出前講義

を実施すると効果が高いのではないか。

- 広報ビデオでは、裁判員が積極的に発言する場面が強調されているが、実際にこれまで各地で行われた裁判員模擬裁判では、裁判官がリードする場面が多かったと聞いているので、それほど裁判員の負担は大きくないのではないか。
- 現実には多くの事件が自白事件であり、裁判員が有罪無罪の認定で悩むという場面はそれほど多くないと考えられる。これまで行われた裁判員模擬裁判については、選ばれた裁判員役の構成等によって、評議の進み方にかなりばらつきがあるようで、意見がたくさん出て、限られた時間の中では評議がまとまらないということもあったようである。
- 広報ビデオは、印象に残る台詞等が多くドラマチックな内容であり、広報価値が高いものとなっていた。ドラマの底流に「あなたもきっと選ばれますよ。」という雰囲気があると感じた。
- 世論調査で7割の国民が裁判員制度に参加したくないと述べているとのことだが、当機関が新しい施策を行うような場合には、3割の人がやりたいと言ってくれば良い方である。あるべき広報のスタンスとしては、参加したくないと言っている7割の国民にとっても、いろいろな負担はあるが、参加することが利益になる制度だという部分をより強く出していくことが必要だと思う。
- 裁判員制度を導入することで、審理期間が短くなるというメリットも積極的に伝えていくべきである。
- 裁判員制度の「制度」という言葉には固いイメージがあり、拒絶反応を示す人が多いように感じるので、広報に当たっては、できるだけ「制度」という言葉を使わないようにしてはどうか。
- 県の広報誌等にも、裁判員制度の広報記事を採り上げてもらうように働きかけていく必要があると思う。

(4) 次回テーマの予定

今回のテーマである「裁判員制度の広報の在り方について」を引き続いて取

り上げることとした。

(5) 次回予定期日

平成18年2月13日(月)午後